

社長のための勉強

令和2年9月15日

〒540-0012 大阪市中央区谷町 2-7-4

株式会社堀口オフィス

TEL 06-6910-6412 :FAX 06-6910-6414

成年年齢の引下げと税務への影響

民法の成年年齢が 20 歳から 18 歳に引下げられる改正に伴い、税務への影響も出てきました。

1. 相続時精算課税制度

相続時精算課税制度とは、親や祖父母が子や孫に対して財産を贈与する際に利用できる制度です。受贈者である子や孫の年齢要件が 20 歳以上でしたが、令和 4 年 4 月 1 日以後開始以後の贈与から 18 歳以上になります。

2. 未成年者控除

未成年者控除とは、相続が発生した時において相続人が未成年の場合に相続開始時の年齢に応じて相続税額から一定額を控除する制度です。20 歳未満の相続人に適用されていましたが、令和 4 年 4 月 1 日以後開始の相続から 18 歳未満の相続人に適用となります。

未成年者控除額は

『(20 歳－相続開始時の年齢) × 10 万円』から

『(18 歳－相続開始時の年齢) × 10 万円』になります。

成年年齢の引下げにより、相続時精算課税制度の受贈者の年齢要件が下がることはメリットですが、未成年者控除の適用年齢が 18 歳未満となることは、納税者側にとってデメリットですね…